# 第16回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日 平成30年12月20日(木)

時間 午前10時00分~

会 場 アーバネックス御池ビル西館 4階

消費生活総合センター 会議室

1 開会あいさつ(文化市民局長)

# 2 報告案件

- (1) これまでの路上喫煙対策の取組について
- (2) 健康増進法の改正について
- 3 その他
- 4 閉会あいさつ(くらし安全推進部長)

# 第16回「京都市路上喫煙等対策審議会」 配 布 資 料

# 京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

資料1	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・施行規則・・・P.	1
資料2	これまでの路上喫煙対策の主な取組について・・・・・P.	9
資料3	周知啓発について・・・・・・・・・・・・・P.	1 5
資料4	過料処分件数について・・・・・・・・・・P.	2 1
資料 5	路上喫煙率について・・・・・・・・・・・・P.	2 3
資料6	健康増進法の改正について・・・・・・・・・P.	2 5
資料 7	健康増進法の改正に伴う今後の取組について・・・・・P.	3 3
資料8	喫煙場所の今後の在り方について・・・・・・・P.	3 9

# 京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
会長	ましだ たけひろ 吉田 雄大	弁護士
副会長	<sup>おかもと あきこ</sup> 岡本 昌子	京都産業大学法学部教授
委員	うっ かっみ 宇津 克美	京都商店連盟会長
11	たかはし たいち 髙橋 大知	市民公募委員
11	っちゃ みちこ 土谷 美知子	洛和会音羽病院呼吸器内科部長
11	中島一醇子	市民公募委員
"	のはら まさみつ 野原 正光	京都市立中学校PTA連絡協議会庶務
11	やぶした せいじ <b>薮下 清二</b>	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議代表副幹事

平成19年6月1日 条例第2号

### 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「市民等」という。)の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 路上喫煙等 道路等(道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。)において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
  - (2) 道路等 道路,公園その他の公共の場所(室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。)をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

- 第4条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。
- 2 市民等及び事業者は,路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければ ならない。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

- 第5条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への 影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路 上喫煙等禁止区域として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第7条に 規定する審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該 路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は 標示をしなければならない。
- 5 路上喫煙等禁止区域の指定は,前項の規定による告示によってその効力を生じる。 (路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)
- 第6条 何人も,路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。 (審議会)
- 第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

- 第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

- 第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行 に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2、000円以下の過料に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。(平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行)

### 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は,京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例 (以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

- 第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動,路上喫煙等禁止区域における指導,条 例第11条に規定する過料(以下「過料」という。)の処分及び徴収(以下「過料 の処分等」という。)その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため,路上喫煙等監視指導員(以下「指導員」という。)を置く。
- 2 指導員は、市長が任命する。
- 3 指導員は、路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは、路上喫煙等監視指導 員証(第1号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなけれ ばならない。

(過料の処分等に係る権限の委任)

- 第3条 市長は、指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、過料の処分等に係る事務を自ら執行する。 (標識の様式)
- 第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は,第2号様式による。

(審議会の会長及び副会長)

- 第5条 京都市路上喫煙等対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長 を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (審議会の招集及び議事)
- 第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(過料)

- 第9条 過料の額は、1、000円とする。
- 2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明 の機会の付与は、路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書(第3号様式)により 行うものとする。
- 3 過料の処分の通知は,路上喫煙等に係る過料処分決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月24日規則第47号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

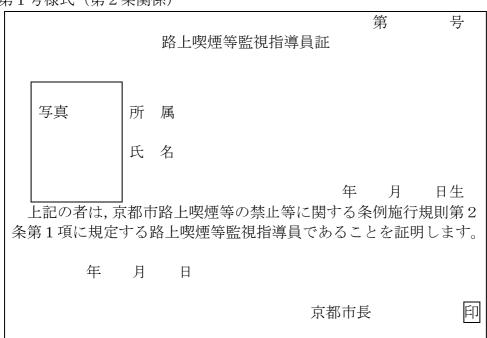
附 則(平成20年3月27日規則第75号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

# 第1号様式(第2条関係)



# 第2号様式 (第4条関係)



備考 たばこの図柄 (火が付いていることを表す部分を除く。) は黒色, 煙の図柄は 青色, 文字及び地は白色, その他の部分は赤色とする。

# 第3号様式(第9条関係)

提出期限

# 路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様

路上喫煙等監視指導員

(EJ)

住所			  告知の年月	<b>-</b>	年	月	日
電話	_			-1	+	Л	Н
あなたは、京都	都市路上喫煙等	の禁止等	に関する条例録	第6条に違反	灵して	, 路上	喫煙
等禁止区域におり	って路上喫煙等	を行った	ので、同条例録	第11条及で	グ京都 かんりょう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	市路上	喫煙
等の禁止等に関う	する条例施行規	則第9条	第1項の規定は	こより金1,	0 0	0円の	過料
に処せられること	ととなります。						
違反行為の日時	年	月	日	時		分	
違反行為の場所	京都市	X					
この処分に先立 弁明の機会を付与	立ち, 地方自治 与します。	法第25	5条の3第11	頁の規定に。	より,	次のと	おり
弁明の方法	弁明を記載	した書面の	の提出				
提出先							

- 注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。
  - 2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

年 月 日

# 第4号様式(第9条関係)

# 路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員			
住所 電話 —	通知の年月日	年	月	日

あなたは、京都	市路上喫煙等の	<u></u> の禁止等	に関する条	   例第 6 条に記	<u>量</u> 反 し ´	 て,路上喫	煙
等禁止区域におい	て路上喫煙等	を行った	こので, 同条	例第11条2	みび 京都	邹市路上嘍	煙
等の禁止等に関す	る条例施行規則	則第9条	第1項の規	定により金	1,00	30円の過	糾
に処します。							
*キログニギ の 日 rt	ケ		П		п+		
違反行為の日時	年	月	Ħ		時	分	
	L. Lore L.						
違反行為の場所	京都市	X					
	ı						

- 備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

# これまでの路上喫煙対策の主な取組について

19年 6月 1日	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行
7月 1日	(路上喫煙等監視指導員を採用 6人)
8月10日	諮問1「路上喫煙等禁止区域の指定について」
9月19日	答申 1 「路上喫煙等禁止区域の指定について」 
11月 1日	「市内中心部10路線」(約7. 1km)を「路上喫煙等禁止区域」に指定
20年 2月19日	諮問2「過料の金額及び徴収開始時期について」
,	答申2「過料の金額及び徴収開始時期について」
6月 1日	過料1千円の徴収を開始
21年11月 2日	諮問3「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
22年 4月 6日	答申3-1「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
7月 1日	「市内中心部 1 0 路線」を「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大(約 9. 4 km・計 1 6. 5 km) (路上喫煙等防止啓発推進員を任命)
23年 4月 1日	(路上喫煙等監視指導員を増員 6人→9人)
6月 9日	答申3-2「「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
24年 2月 1日	「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定 (約10.9km・計27.4km)
25年 1月15日	│ │ 「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施3団体を認証
26年10月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度3団体を認証
	【西大路駅周辺を美しくする会, 龍谷大学学生部及び学友会中央執行委員会, 佛教大学】
	「たばこマナー向上活動団体」制度2団体を認証
12月 1日	【御園橋801商店街振興組合、つむぎの街マナー向上隊】
27年 6月15日	「たばこマナー向上活動団体」制度 1 団体を認証 【中書島繁栄会】
8月14日	「たばこマナー向上活動団体」制度2団体を認証
	【東山区シニアクラブ連合会(文化観光専門部会),京都駅周辺を美しく
12月 1日	する会】
	「たばこマナー向上活動団体」制度1団体を認証
	【白川グッドマナープロジェクト(白美会・白川を創る会)】

# 平成19年9月19日 答申1「路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

## 1 禁止区域の指定の考え方

- (1) 喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況 が多く生じる(危険性が高い)と想定される地域に限定すべきである。
- (2) 禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、 かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

## 2 具体的な禁止区域について

禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が大 きい、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線 | とし、下記に掲げる 路線を指定することを妥当とする。

河原町通 (御池通から四条通まで) 新京極通(三条通から四条通まで) **烏丸通**(御池通から四条通まで) **六角通**(河原町通から寺町通まで) **錦小路诵**(新京極诵から鳥丸涌まで) 四条诵(東大路诵から鳥丸涌まで)

裏寺町通 (六角通から四条通まで) 寺町通 (御池通から四条通まで) **三条通**(三条大橋から烏丸通まで) **蛸薬師通**(河原町通から寺町通まで)

### 3 付帯意見

- 路上喫煙等禁止区域の指定については、市民や観光客に対して十分周知を図るとともに、 同区域内において路上喫煙等を行う者に対して路上喫煙をやめるよう徹底した指導を行う こと。
- ・ 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、 周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。
- 今後、多数の通行量がある区域については、必要に応じて路上喫煙等禁止区域に追加指定 することを検討すること。

「路上喫煙等禁止区域」(平成19年11月1日~)



# 平成20年2月19日 答申2「過料の金額及び徴収開始時期について」(抄)

# 1 金額

過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待でき、かつ、過料徴収における違反者間の公平性の確保及び現場での効率的な手続きの観点から現金で徴収できる金額として、 過料の金額は1千円とすることが妥当である。

## 2 徴収開始時期

平成19年6月1日の条例制定から1年,同年11月1日の禁止区域指定から約半年の節目であり、過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として十分な期間が確保でき、更には、春の観光シーズンによる混雑を避けられることから、徴収開始時期は平成20年6月1日とすることが妥当である。



# 平成22年4月6日 答申3-1「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

## 1 具体的な禁止区域について

禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させることができるとともに,これまで以上に市民等に わかりやすく,明確にその範囲を示し周知でき,取組の広報効果を高めることができる区域と して,京都市が提示した案のとおり指定することを妥当とする。

### ◎京都市案

河原町通,四条通,烏丸通,御池通で囲まれた本市が管理する道路

ただし、京都市案の囲まれた範囲内にある、誰もが通行でき、広く一般に開放されている 私有地については、禁止区域の指定に関して、京都市が土地所有者等に説明し、理解が得られ る場合には、適時指定するものとする。

# 2 今後の路上喫煙対策のあり方について

- ・ 禁止区域に指定することによって、高い広報効果が期待できる区域の選定に向けた調査、 検討を行うこと。
- ・ 路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り、地域の自主的な活動を支援すること。



「路上喫煙等禁止区域」(平成22年7月1日~)

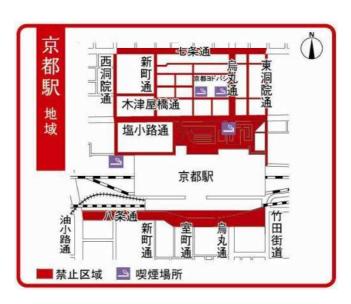
# 平成23年6月9日 答申3-2「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域を禁止区域に指定することを適当と判断する。

より多くの市民及び観光旅行者等が「路上喫煙はいけない。」との認識を共有し、路上喫煙等に対する意識及び喫煙マナーの向上が図られることはもとより、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

なお、禁止区域の指定に当たっては、市民はもとより観光旅行者等に対して、きめ細かな啓発 を行う必要があるため、十分な周知期間を設けるべきである。

# 「路上喫煙等禁止区域」(平成24年2月1日~)





# 周知啓発について

「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」の趣旨や「路上喫煙等禁止区域」(過料徴収区域) 等について、これまでから、ポスター等の啓発物や路面標示等による標示、啓発事業や観光パン フレット等及びホームページへの啓発記事の掲載などにより、市民や観光旅行者等に対し周知啓 発を実施してきており、その結果、過料処分件数は大幅に減少してきている。

しかしながら,違反者のうち,観光旅行者を含む市外の方が占める割合が高くなっており,特に,外国人観光旅行者の違反者が増加していることから,外国人を含む観光旅行者等に対し,より一層の条例周知を図っている。

また,近年,過料徴収区域外での路上喫煙(駅等の集客施設や病院の周辺など)や喫煙場所からはみ出しての喫煙に対する通報が増加してきており,現地に赴いての注意・指導,街頭啓発,ステッカー等の標示物の掲示を行う等の取組を行っている。

## 1 啓発物

市民や外国人を含む観光旅行者等の興味を引き,見てもらえるよう,京都らしいデザインのポスターやチラシを各区・支所等を含む本市関連施設や観光案内所等へ掲示及び配架するとともに,うちわやポケットティッシュ等の啓発物品を作成し,関係各課を通じて本市の主催する各種イベント等で来場者等に配布することにより,広く条例の周知に努めている。

(1) ポスター	B1, B2, B3サイズ。主な掲示先・・・区役所・支所及び市関連施設, 市営地下鉄全駅の
	構内,京都駅八条東口周辺,高台寺公園等の喫煙場所6箇所,京都市内の交番等
(2) チラシ	A4サイズ(両面)。主な配架先・・・区役所・支所及び市関連施設,JNTO観光案内所(関
	西ツーリストインフォメーションセンター京都及び関西国際空港,京都市国際交流会館
	他),京都まちなか観光案内所(京都市内セブンイレブン各店舗),京都まちなか交通案
	内所, 京都えきなか観光案内所(JR 西日本京都駅鉄道案内所他), 京都マラソン参加者
	(参加案内に同封して送付) など
(3) その他	ポケットティッシュ,うちわ,ウェットティッシュ,かいろ,マスク,蛍光ペンなど。関係各課を
	通じて、本市の主催する各種イベント等で来場者等に配布。



ポスター (B3サイズ)



ポケットティッシュ



チラシ (表)



チラシ (裏)



かいろ

## 2 標示

路上喫煙でお困りの店舗や民家等に対し、多言語で表記した啓発ポスターやチラシ、ステッカーを配布して掲示に協力いただくとともに、京都駅周辺や烏丸通等に5箇国語表記の路面標示(インターロッキング)及び路面標示シートを設置するなどにより、市内の啓発標示の充実に努めている。

/-d \	nh — 1= —	
(1)	路面標示	「路上喫煙禁止」を5箇国語で表記した路面標示(インターロッキング)を作成し,四条
		通,京都駅南口,烏丸通等に設置
(2)	路面シート	路面シートを作成し、過料徴収区域の各所、過料徴収区域外の人の多く集まる場所
		や路上喫煙の多い場所等の道路に掲出している。
(3)	大型路面シート	大型路面シート2種類を作成し,清水坂観光駐車場の路面に掲出している。
(4)	立看板	路上喫煙の禁止、過料徴収区域、喫煙場所を標示した看板を作成し、過料徴収区域
		内の各所に設置している。
(5)	ステッカー	過料徴収区域, 過料徴収区域以外の人の多く集まる場所や路上喫煙の多い場所等
		に掲出している。また、路上喫煙でお困りの事業者や市民の方に配布し、所有する物
		件等に掲出いただいている。
(6)	プレート	京都駅の駅舎等の壁面や, 駐輪場等のフェンス(金網)等に掲出している。
(7)	小型標識板	御池通の植樹帯内等に設置している。
(8)	観光案内サイン	産業観光局が市内各所に設置している観光サインの地図に過料徴収区域を色分け
		して標示している。また,観光施設等の案内標示の空きスペースに「路上喫煙禁止」
		を5箇国語で表記したステッカーを掲出している。





路面標示 (左 30cm×30cm 右 40cm×40cm)





路面シート (左 市内全域用 30cm×30cm) (右 過料徴収区域用 40cm×40cm)





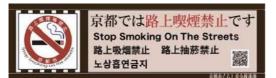
大型路面シート (上 120cm×180cm) (下 50cm×200cm)



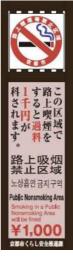
立看板 (177cm×40cm)







ステッカー横 12cm×40cm (上 過料徴収区域用) (下 市内全域用)



ステッカー縦 40cm×12cm (左 過料徴収区域用) (右 市内全域用)

止上都

で喫です煙は

路上吸烟禁止

路上抽菸禁止

노상흡연금지



ステッカー縦 チラシタイプ (A5 21cm×14.8cm) (A6 14.8cm×10.5cm)







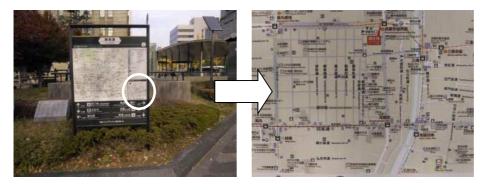
ステッカー パス停用 (縦 20cm×5 cm) (横 5cm×20cm)



Public Nonsmoking Area Smoking in a Public Nonsmoking Area Will be fined 学 1,000 路上 吸煙 が科されます。 京都市 京都市



プレート (左 京都駅等駅舎壁面 45cm×15 cm) (右 (2種) フェンス等 20cm×65.5cm)



観光案内サイン(地図上に過料徴収区域を色分けして標示)



観光案内サイン(空きスペースに路上 喫煙禁止啓発ステッカーを貼り付け)

# 3 啓発活動

銀閣寺や嵐山等の観光地や京都三大祭等,外国人観光旅行者等が多く集まる場所や,路上 喫煙の課題がある地域など,様々な場所や機会を捉えて街頭啓発を実施するとともに,京都学 生祭典での街頭啓発など,学生等の若年層に対する周知啓発を実施した。

# (1) 街頭啓発

平成30年度(4月~11月)街頭啓発実績(計49回)

月	場所等	備考
Д	72. 72. 7	TIME 45
4 月	哲学の道	
	花見小路	The state of the s
	花見小路	1日~4日実施
5 月	葵祭(丸太町通)	
0 ),	祇園新橋	17日,18日の2回実施
	清水坂観光駐車場周辺	
6月	祇園新橋	6月中に4回実施
	中事自	喫煙場所からはみ出しての喫煙者に
	中書島	対する指導も併せて実施
7月	祇園新橋	7月中に3回実施
	祇園祭・前祭(市内)	14~16 日の 3 回実施
	祇園祭・後祭(市内)	21~23 日の 3 回実施
	五条坂陶器まつり	7~10 日の 4 回実施
8月	納涼古本まつり(下鴨神社)	TO POSTEDOME
8月	五山送り火(出町柳駅周辺)	
		喫煙場所からはみ出しての喫煙者に
	中書島	対する指導も併せて実施
9月	梅小路公園	71 ) 3 11 H O III C C X III
	阪急桂駅	
	京大病院周辺	市民からの通報を受けての実施
	京都学生祭典	用以がりの題報を支げての表施
10 月	時代祭	
	阪急桂駅周辺	
	市立病院周辺	市民からの通報を受けての実施
	京都肉祭	
	秋の古本まつり (知恩寺)	
	中書島	喫煙場所からはみ出しての喫煙者に
	1 目仰	対する指導も併せて実施
11月	銀閣寺前	
11 万	南禅寺前	
	東福寺周辺	
	阪急桂駅周辺	
	高台寺周辺	
ı	1	1

花見小路



清水坂観光駐車場周辺



祇園祭



## 4 観光雑誌等

訪日外国人向けを含む多くの観光雑誌及びフリーペーパーに, 啓発広告とともに本市の 過料徴収区域(路上喫煙等禁止区域)及び公設喫煙場所等を地図上に掲載し, 外国人観光 旅行者に対し, 条例等の周知を実施している。

また, 周知啓発用のホームページを作成し, 鴨川納涼床のページにリンクを掲載するなどにより, 国内観光客等への周知も実施した。

(1) 観光雑誌	·Leaf 創刊記念特大号(平成30年4月発行)
	・連れて行きたくなる京都(平成29年9月発行)
	・京都ぴあ(平成29年3月, 平成28年3月, 平成27年3月発行)
	・京都本(平成27年3月発行)
	・まっぷる京都(平成26年 3月発行) 他
(2) 観光パンフレット	・るるぶ FREE 京都
(フリーペーパー)	・祇園祭 宵山・巡行ガイド 2018 (日本語版・英語版)
	・Why KYOTO?(英語)
	•京阪神好時光(簡体字, 繁体字)
	・GOOD LUCK TRIP 関西(英語、簡体字、繁体字、タイ語)
	・京都観光マップ(日本語, 英語, 簡体字, 繁体字, ハングル) 他
(3) ホームページ	・京都市情報館(路上喫煙はやめましょう) ※30 年 11 月閲覧数 3,626
	・桜の見えるお店(Web Leaf) ※30年3月~4月上旬閲覧数 2,191
	・川床特集(Web Leaf) ※30年7月~8月閲覧数 11,305
	・桃旅厳選(Peach航空運営 訪日台湾人・香港人向けサイト) 他





Leaf創刊記念特大号(左 表紙,右 広告)





WhyKyoto? (左 表紙, 右 広告)





GOOD LUCK TRIP(左 表紙, 右 広告)



京都市情報館 (ホームページ)





京都観光マップ(上 地図,下 広告)

# 過料処分件数について

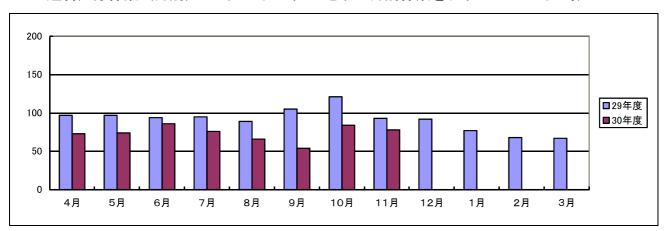
過料処分件数は、路上喫煙等禁止区域(過料徴収区域)の拡大により、平成24年度までは増加していたが、路上喫煙等監視指導員による巡回啓発や、様々な機会を捉え、周知・啓発に努めてきたことにより、平成25年度以降は大幅に減少している(平成24年度(ピーク時)に対し平成29年度は約84%減少)。

# 1 過料処分件数(年度別)

(平成30年11月末現在)

年 度	件数(件)	備  考
平成20年度	480	H20.6.1 過料1千円の徴収を開始
平成21年度	3 9 1	
平成22年度	2, 754	H22.7.1 「市内中心部10路線」を「御池通,河原町通,
		四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
平成23年度	5, 638	H24.2.1 「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上
		喫煙等禁止区域」に指定
平成24年度	6, 794	
平成25年度	4, 380	
平成26年度	2, 968	
平成27年度	2, 225	
平成28年度	1, 632	
平成29年度	1, 095	
平成30年度	5 9 1	11月末時点の件数。※平成29年11月末 791件
合 計	28, 948	

# 2 過料処分件数(月別) (※下図は、全地域の月別件数をグラフにしたもの。)



	地域名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	11月	1 2月	1月	2月	3月	計
2	全 地 域	97	97	94	95	89	105	121	93	92	77	68	67	1, 095
9	市内中心部	41	45	40	32	30	34	43	41	43	31	22	17	419
年	京都駅	39	41	41	49	46	55	52	37	33	32	30	26	481
度	清水・祇園	17	11	13	14	13	16	26	15	16	14	16	24	195
3	全 地 域	73	74	86	76	66	54	84	78					591
0	市内中心部	31	34	41	32	26	24	36	28					252
年	京都駅	30	34	29	29	23	19	28	31					223
度	清水・祇園	12	6	16	15	17	11	20	19					116

# 加熱式たばこの取扱いについて

路上喫煙対策における加熱式たばこの取扱いについては、現在、火を用いていないことから火傷等の身体、財産への影響がないことと、健康の影響については明らかになっていないという理由から、規制の対象外としている。

今回の健康増進法改正により、原則屋内禁煙となるが、「当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定したもの」については、加熱式たばこ専用の喫煙室(飲食可)での喫煙が認められる。

国においては加熱式たばこについて,現時点では将来の健康影響を予測することは困難であり, 今後も研究調査を継続する必要があるとされている。

厚生労働省からは2020年の全面施行までには、厚生労働大臣の指定を行う旨聴取しており、京都市としては、今後の国や他都市の動向を見ながら、今後の取扱いについて決定していきたいと考えている。

# 路上喫煙率について

1時間当たりの通行者数と喫煙者数について、平日と休日の各1日、昼間と夕方に定点調査を行っている。

市内中心部では、平成22年7月に「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」を路上喫煙等禁止区域(過料徴収区域)に指定した後、路上喫煙率は一時上昇したが、3地域とも、指定する前と比べて減少している。

※路上喫煙率:1時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合(単位:%)

	調査時期	市内中心部	京都駅地域	清水・祇園地域	備  考
1	平成 19 年 7 月 ~9 月	0.68			H19.11.1 「市内中心部10路線」を 「路上喫煙等禁止区域」に指定
2	平成 20 年 8 月	0.10			H20. 6. 1 過料 1 千円の徴収を開始
3	平成 22 年 8 月	0.16			H22.7.1「市内中心部10路線」 を「御池通,河原町通,四条通及 び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
4	平成 23 年 12 月	0.08	0.33	0. 11	H24. 2. 1 「京都駅地域」及び「清水・祇園
5	1 // = - 1 - / 4		0.23	0. 11	地域」を「路上喫煙等禁止区域」   に指定 
6			0.04	0.01	
7	平成 30 年 2 月	0.03	0.01	0.02	
8	平成 30 年 10 月	0.05	0.01	0. 01	

海海

# 改正の瀬加

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

# 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない 者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

# 患者等に特に配慮 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、

こうした方々が主たる利用者となる施設や、 患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、 屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。 子どもなど20歳未満の者、

# 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度 に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

ŵ その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ず

# 改正の概要

# 1. 国及び地方公共団体の責務等

- 受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努め (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、 , O
- 受動喫煙を 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、 防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 3
- 受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。 囲み、 3

- における喫煙の禁止等 用する施設等( 多数の者が利 2
- 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- 都道府県知事(保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ず ことができる。

原則 医内 禁煙 ノ 卑便 場所 を設け る場合の ルール】

内 5000万円以下 (※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
(喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)
でのみ喫煙可)
飲食店
10000000000000000000000000000000000000

- 2 0 ※※※無無
- 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
  たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
  一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
  喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
  公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。
- (1)の適用除外とする。 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、 3
- 4 3

p

- 施設等の管理権原者等の責務等  $\alpha$
- ô を設置してはならないものとす 喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等) 施設等の管理権原者等は、  $\equiv$ 
  - 命令等を行うことができる。 施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、 都道府県知事は、 3
- その他
- 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- 6 適切な措置をと 当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、 この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、 よう努めるものとする。 3
- その結果 必要があると認めるときは、 改正後の規定の施行の状況について検討を加え、 法律の施行後5年を経過した場合において、 に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ල

# Ш 施行期

i 禁 || | S 2020年4月1日(ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)

# 〇喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

# 禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を 施設の類型・場所ごとに、

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまう とはなくなる。 Ľ1
  - 今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。 なお、

# (現状)

# 【法施行後】

児童福祉施設等 学校 病院

# 〇敷地内禁煙

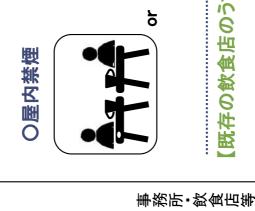
屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、 喫煙場所を設置することができる。

# [事務所等][飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等

法施行後、

〇加熱式たばこ専用の

喫煙室設置(※)



〇喫煙専用室設置(※)



揭示義務 5

室外への煙の流出防止措置

)屋内禁煙

既存の経営規模の小さい飲食店が経営判

に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施 たに開設する店舗が段階的に増加

# 既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗

喫煙できる場所が必ずしも

○受動喫煙を生じさせずに

○慰醉回需(※)



受動喫煙をさせてしまう

とが生じる。

受動喫煙をしてしまう

・非喫煙者が望まずに 明らかでないため、

喫煙者も、意図せず(

容・従業員ともに 喫煙可能部分は 20歳未満は立ち ※全ての施設で、 入れない





揭示義務

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、 非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

# 国及び地方公共団体の責務について

- 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するた めの措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (1)周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資材の作 成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その 費用について助成を行う。 また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備 品等がその対象となることを明確化する。

3屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、 望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果 的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 都道府県、

(考えられる協力の例)

〇 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするた め、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

〇 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。 世 田

〇 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

# 既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

# 、考え方、

- とが事業継続に影響を与えることが考えられることから、 直ちに喫煙専用室等の設置を求める のうち経営規模が小さい事業者が運営 一定の猶予措置を講ずる。 るものについては、 既存の飲食店(※) いたに配慮し、 p C
- ※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせ る営業が行われる施設
- することがないよう配 引き 「経営規模」について |資本金| 及び「面積| 特例の対象か否かが変動 することが必要であることから、 ではなく、 トゲー その際、 4  $\bigcirc$
- 資本金5,000万円以 中小企業基本法における中小企業 (飲食店)の定義などを踏まえ、 資本金については、  $\bigcirc$
- 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合 などを除く。 ※ただし、
- 一定の経営 「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設 先行事例となる神奈川 以 1000 10 一定の客席面積を有する場合は、 客席面積 規模があると考えられることから、 ・兵庫県の条例などを踏まえ、 160 を要件とす であっても、 东广 빬  $\bigcirc$
- 「既存の飲食店」に 2経営主体の同一 法施行後に何らかの 10 をする 調し ト総の色 ①事業の継続性、 |小統件 既存の飲食店」について、 딘 認等 状況の変更があった場合に、 世郷 該当するかどうかは、 店舗の また、 m 拼  $\bigcirc$

# ハ뽼囲ン

- として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店** (中小企業や個人が運営 客席面積100m以下のもの) 5割程度と推計(※1) 既存特定飲食提供施設 する店舗であって、 全体の約5.
- (%5) 飲食店のうち、新たに出店した店舗は、 3割強 5年間で約 で全体の約2割弱、 なお、 年間-2

0

(推計)

の割合

(×3)

経過措置の対象となりうる飲食店

00m<sup>²</sup>超 約2割弱 喫煙所設置)を実施している既に受動喫煙対策(禁煙又は 客席面積100㎡以下 受動喫煙対策を実施していない 約7割強 5割程度と推計 となる店舗は、 全飲食店の 措置の対象 2 大企業 (既存) 中小企業や 人事業主 約1割弱 (既存) 画

新規店舗

約9割強

業所数

法施行後、新たに開設する店舗が段階的に増加

置)を実施している(禁煙又は喫煙所設既に受動喫煙対策 約4割程度と推計 全飲食店の 売上規模は、 <u>-</u>

売上規模

年度受動喫煙防止対策実態調査 (山形県) 等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23~26年度生活衛生関係営業経営 ※1)平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26 実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。

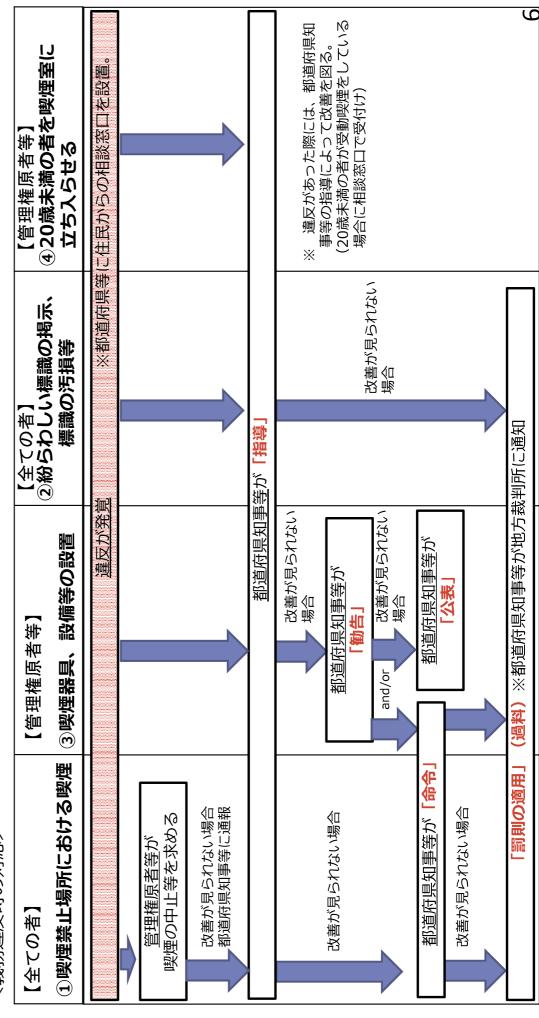
※3)経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等) ※2)平成18年事業所 企業統計調査~平成26年経済センサス基礎調査。

5

# 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止 、施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
- 粃 4)喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと
- 指導に従わない場合等には、 を適用する。 (解解) 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。 改善が見られない場合に限って、罰則 反の内容に応じて勧告・命令等を行い、  $\bigcirc$

# く義務違反時の対応>



# 従業員に対する受動喫煙対策について

多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の 特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」 を防止するため、以下の施策を講ずる。

# 1 20歳未満の者(従業員含む)の立入禁止

20歳未満の者(従業員を含む) 多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、 可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

# 2 関係者による受動喫煙防止のための措置

で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指 関係者(※)に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上 導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。 ※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

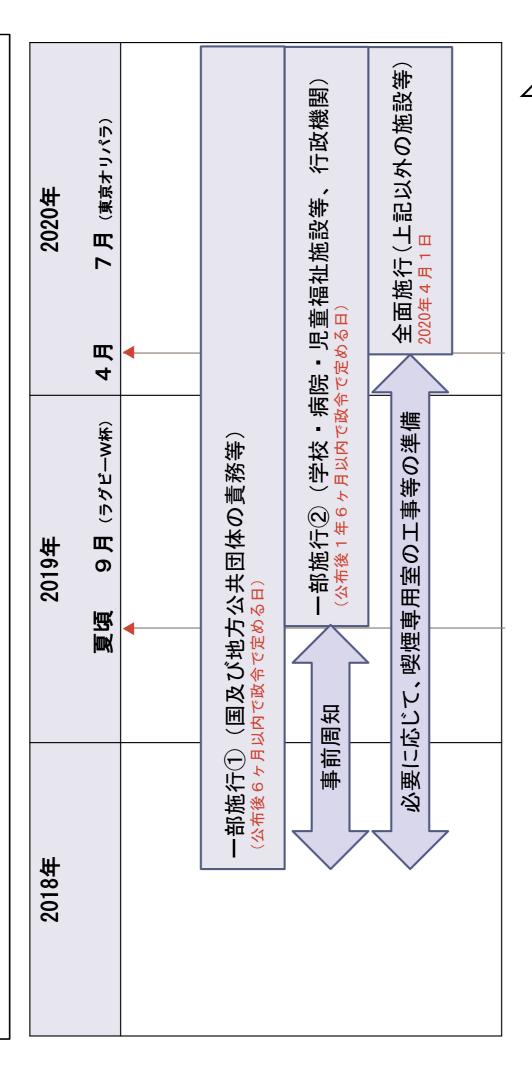
ついて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。(今回の法律とは別に関係省令 従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかに 新た、 等により措置

# (参考) ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知(モデル労働条件通知書等の活 用)などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

# 橋行スケジュールについて

施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリン ピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

改正健康増進法で定められた内容を遵守し、受動喫煙防止対策を徹底していく。

く法規制の対象となる施設に関する実態の調査>

•飲食店, 病院や学校などの第一種施設, バス・タクシーなどの 交通関係の事業者に対する実態調査を実施 ※飲食店については,実態調査を実施中

く改正健康増進法の周知徹底>

• 施設等の類型に応じた規制内容の個別周知と早期対策実施 の個別勧奨 •業界団体や許認可等所管部署による規制内容の周知と早期 対策実施の勧奨

く受動喫煙をなくすための啓発>

• 市民に対する喫煙マナー向上に向けた取組の推進

# 受動喫煙防止対策に係る実態調査の結果について(平成30年8月末時点)

(注意)

当該資料において、回答率は小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の和が100%にならない場合がある。

# (1) 各種施設における法改正後の対応方針

<u> </u>							
		第一種施設 <sup>※1</sup> (学校・病院・児童福祉 施設等,行政機関)	飲食店	バス・タクシー・鉄道 (法人のみ)			
	回答率	100.0%	33.4%	100.0%			
	屋内全面禁煙		55.5%	全車禁煙100.0%**2			
対応方針	屋内禁煙 (喫煙室設置)		5.5%				
	経過措置		39.1%				
	屋内全面禁煙 +敷地内禁煙	69.4%					
	屋内全面禁煙 +敷地内喫煙 区画設置	30.6%					

- ※1 第一種施設における行政機関では、敷地内喫煙区画設置についての今後の方針が未定の ため、集計から除いている。
- ※2 鉄道については、改正法において、車内に喫煙専用室を設置することが可能とされているため、一部の鉄道事業者(3社)が、車内に喫煙専用室を設置することについても検討している。

# (2) 各種施設における現時点の禁煙等実施状況

# ア 第一種施設

# (7) 屋内

禁煙	94.7%
その他 (空間分煙,時間分煙,喫煙可)	5.3%

# (1) 屋外 敷地内

禁煙	66.8%
喫煙可	33. 1%

# (参考) 市内行政機関の実施状況

# (7) 屋内

禁煙	93.2%
その他 (空間分煙, 時間分煙, 喫煙可)	6.8%

# (1) 屋外 敷地内

禁煙	13.0%
喫煙可	87.0%

本市施設においては、屋内全面禁煙を実施している。

# イ 飲食店

禁煙	47.7%
空間分煙,時間分煙	16.2%
喫煙可	36.1%

# ウ バス・タクシー・鉄道

禁煙	90.8%
一部喫煙可	9.2%

# 改正健康増進法に関する今後の取組について

受動喫煙対策の取組に合わせ, 改めて「路上喫煙禁止」の周知・啓発等の取組 を行う。

# く法制度の周知に併せた啓発>

▪各施設の管理権原者に対する改正健康増進法の制度の個別 周知に併せて各施設に啓発チランを送付する。

# く啓発標示の充実>

駅や, 観光名所, 集客施設を中心に啓発標示を充実していく。

# へ啓発標示の配布>

でお困りの企業・個人に対して、ポスターやチラン, ステッカー - 各施設へ路上喫煙禁止の啓発標示を送付したり, 路上喫煙 の配布を進める。

# <分暦の推進>

- 路上喫煙等監視指導員による巡回の強化を行う。
- ・喫煙場所での喫煙を徹底するよう周知する。

# 喫煙場所の今後の在り方について

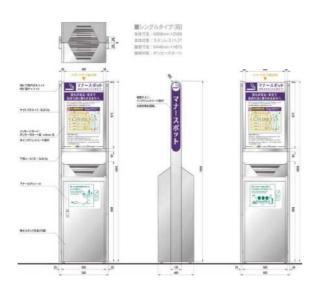
京都市では、路上喫煙対策の一環として、喫煙場所の設置を進めている。

喫煙場所の設置に当たっては、喫煙者に条例の趣旨等を周知するためのメッセージボードを掲示するとともに、通行者の安全性が確保でき、喫煙場所設置による危険性がない場所を選び、パーティションを付ける等周囲にも配慮している。

また、喫煙場所については、周知チラシ、立看板、観光案内サイン、くらし安全推進課ホームページに写真や場所を掲載し、周知を図っている。

	設 置 場 所 等		供用開始日
1	四条西木屋町 (西木屋町通四条上る)	路上喫煙等禁止区域	H20. 5.31
2	新京極公園内 (新京極東裏通蛸薬師下る)	路上喫煙等禁止区域	H 2 3. 6. 6
3	清水坂観光駐車場 (休憩所内)	路上喫煙等禁止区域	H 2 4. 1. 2 1
4	清水坂観光駐車場 (北側緑地帯内)	路上喫煙等禁止区域	H 2 4. 1. 2 1
5	京都駅北口広場(バスターミナル東)	路上喫煙等禁止区域	H 2 4. 2. 1
6	東塩小路公園内 (西洞院通塩小路下る)	路上喫煙等禁止区域	H 2 4. 2. 1
7	山科駅前(山科駅前バスロータリー北側)	たばこマナー向上活動団体 活動区域	H 2 5. 3. 2 7
8	京都駅八条東口	路上喫煙等禁止区域	H 2 6. 4. 3
9	JR 山科駅前北広場	たばこマナー向上活動団体 活動区域	H 2 6. 1 0. 2 5
10	JR 西大路駅前	たばこマナー向上活動団体 活動区域	H 2 6. 1 0. 2 9
(1)	高台寺公園内	路上喫煙等禁止区域	H 2 7. 1 2. 7
12	JR 桂川駅前	たばこマナー向上活動団体 活動区域	H27. 12. 10
13	京阪中書島駅前	たばこマナー向上活動団体 活動区域	H 2 7. 1 2. 1 0
14)	京都駅八条西洞院	路上喫煙等禁止区域	H 2 7. 1 2. 1 5
15)	京都駅みやこ夢てらす	路上喫煙等禁止区域	H 2 8. 1 2. 2 2
16	京都駅八条西口	路上喫煙等禁止区域	H 2 8. 1 2. 2 2
17)	京都駅サンクンガーデン前	路上喫煙等禁止区域	H 2 8. 1 2. 2 2
18	京都駅北口広場(タクシープール東)	路上喫煙等禁止区域	H 2 9. 3. 2 4

# 灰皿



# メッセージボード



# ◎喫煙場所利用者数調査

喫煙場所の利用状況を確認するために,路上喫煙等禁止区域(過料徴収区域)の喫煙場所3箇所,過料徴収区域外1箇所の利用者数を調査した。

名称	過料徴収 区域	調査日	調査時間	天気	利用者数
	市内	平成 30 年 11 月 13 日(火)	7:30~8:30	曇	34
新京極公園	中心部		12:00~13:00	曇	98
	ተ /ር/፱μ		18:00~19:00	曇	111
京都駅北口バス	京都駅地域	平成 30 年 11 月 14 日(水)	7:30~8:30	曇	220
ターミナル東			12:00~13:00	曇のち晴	277
			18:00~19:00	曇	273
清水坂	清水・	平成 30 年	7:30~8:30	曇	12
観光駐車場 (北側緑地帯)	祗園 地域	11月15日(木)	12:00~13:00	晴	94
			18:00~19:00	曇	24
		平成 30 年 11 月 20 日(火)	7:30~8:30	晴	253
JR 山科駅前	過料徴収 区域外		12:00~13:00	晴	109
	区域外		18:00~19:00	晴	156

## ○今後の喫煙場所の在り方についての考え

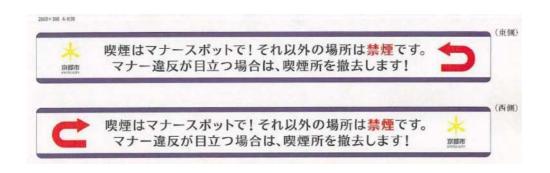
路上喫煙対策の面からは、今後も引き続き喫煙場所を確保していく方向であるが、建物内の禁煙を定める改正健康増進法が成立し、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」することが、改正健康増進法の基本的な考え方に据えられていること、また、先月、厚生労働省健康局長から、屋外分煙施設の設置に関して基準等を定めた通知が発出されている(資料8-2)こと等を踏まえ、今後の喫煙場所のあり方については、総合的に検討する必要がある。

また、今般、喫煙場所からはみ出しての喫煙や、空き缶やたばこの空き箱等のごみの放置、周辺への吸殻のポイ捨てなど、喫煙場所の利用マナーの低下が目立っており、市民等からも厳しいお声をいただいている。そのため、一部の喫煙場所では、利用マナーの向上のための貼紙を掲示したり、職員が注意・指導に赴いたりしている。

さらに、本年4月には、新京極公園喫煙場所において、こうした問題に対処するため、喫煙場所に囲いを設置して範囲を明確にし、出入り口を2箇所に絞り込むとともに、「マナー違反が目立つ場合には喫煙場所を撤去する」旨の啓発看板を設置する改良を行った。その結果、マナー違反者が減少している状況である。

今後も喫煙場所の利用マナー向上のため、ハード面、ソフト面での対策を講じていきたいと考えている。





喫煙場所の今後の在り方については、喫煙を取り巻く環境が日々、変化していく状況の中、国や 他都市等からも情報収集をしながら、検討を重ねてまいりたいと考えている。

健 発 1109 第 6 号 平成 30年 11月 9 日

厚生労働省健康局長 (公印省略)

## 屋外分煙施設の技術的留意事項について(通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。) については、7月25日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

記

- 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること <具体例>
  - ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合(コンテナ型)
    - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
    - ・ 給気口(出入口と兼ねることも考えられる)は、排気口の反対側に設置されていること
  - ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合(パーティション型)
    - 壁については、一定程度の高さ(2~3メートル程度)があること
    - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること (2回以上のクランクがあることが望ましい)
    - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間 (10~20 センチメートル程度) があること
    - ※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

- ※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい
- (注)上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況(周囲の人通りの多さ等)に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。
- (注) なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。